



国民年金保険料

納付が困難なときは 免除制度のご利用を

◆免除後の保険料の額

免除区分	保険料 (月額)
全額免除	なし
4分の3免除 (4分の1納付)	3,780円
半額免除 (半額納付)	7,550円
4分の1免除 (4分の3納付)	11,330円

国民年金は、20歳以上のすべての人が加入する制度です。保険料を納め続けることで、年を取ったときの老齢基礎年金や、万が一の場合の障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられます。

しかし、長い人生には思いがけない病気や失業などで保険料を納めることができない場合があります。そのような人のために、保険料の納付が免除・一部免除または猶予となる「保険料免除（一部納付）制度」や「若年者納付猶予制度」があります。保険料の免除や猶予を受けずに未納になっていると、病気やけがなどで障がいが残った場合でも障害基礎年金が受けられない場合があります。しかし、免除や猶予が承認された期間には、障害基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に算入します。この制度を利用するためには本人による申請が必要です。詳しくは町町民課（3番窓口）にご相談ください。

◆免除となる所得基準の目安

世帯構成	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※この表はあくまで目安です。実際に免除の判定をする際は、社会保険料控除額なども考慮されるため、免除基準となる所得は人によって異なります。

◆相談ください。
■保険料免除制度
本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に、保険料の全額または一部を免除する制度です（左表参照）。また、失業などにより納付が困難な方は、特例として所得に関係なく該当する場合があります。

■若年者納付猶予制度
学生を除く30歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付を猶予（最長10年間）することができます。

◆申請先・問い合わせ 町町民課住民記録係（☎82-3111内線123）へどうぞ。

税金は暮らしを支える財源

期限内に納めましょう

本町における町税の滞納額は年々増え続け、厳しい町の財政をさらに圧迫しています。

町では、皆さんに行政サービスを提供するための貴重な財源である町税の収入確保はもとより、きちんと納税している人の公平性を保つため、滞納処分を強化しています。

滞納額が大きい人や納税について相談がない滞納者に対しては売掛金や預貯金、給与などの差し押さえを行っており、本年度は7月までに37件、415万円について実施しました。

さらに昨年度からは、自宅や事務所などに赴いて家財などの動産を調査する捜索を実施。捜索の結果、換価可能な動産を見つけた場合は差し押さえや公売を行い、強制的に滞納税へ充てることとなります。

国保税の滞納は保険証を制限

10月1日に国民健康保険の保険証が更新されます。国民健康保険税を滞納していると、保険証の有効期限が短くなったり、場合によっては使えなくなった

りすることがあります。また、入院時に病院からの請求が高額にならないようにする「減額認定証」も発行できなくなります。納税は自主納税が基本です。このような事態にならないよう、期限内に納税しましょう。

夜間・休日納税相談行います

町では、病気や失業などの理由で期限内に町税を納めることができない方や、仕事の都合などで平日に納税相談をすることができない方を対象に、夜間と休日の納税相談を実施します。納税に関する相談のほか、町税の納付もできますので、どうぞご利用ください。

- ◇期間 8月19日(木)～24日(火)
- ◇時間 午前8時半～午後7時 ※21日(土)と22日(日)は午前9時～午後5時
- ◇場所 町税務課収納対策室 (役場1階9番窓口)

※期間中、1階正面玄関からお入りください。

◆問い合わせ 町税務課収納対策室 (☎82-3111内線115、116) へどうぞ。